参考資料

**■高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会において頂いた意見**

|  |  |
| --- | --- |
| 第１回H30.12.25 | ・観光旅行者に対する支援を盛り込んでいただきたい・学校教育の場での犯罪被害者支援について盛り込んでいただきたい・市町村担当職員への研修（人材育成）について盛り込んでいただきたい・被害者支援システムの構築を目指すべき・被害者支援に特化した窓口・相談室の機能を県・市町村に持たせて欲しい（専門的なスキルを持った担当の職員の配置）・弁護士と被害者が早期に繋がるような支援を・民事的な手続きの費用負担に関する支援があると随分違ってくる |
| 第２回H31.３.27 | ・抽象的な規定は、できる限り具体的にしたほうがよい・被害のための手続き等で学校の単位が取得困難な欠席状態があれば、学校側に忌引きのような配慮をしてもらうと助かる・支援金の支給と、若しくは貸付けといった具体的な条項が欲しい・旅行者、一時滞在者の支援が要る・民間支援団体への援助、活動場所を提供するという条項を入れていただきたい・相談室の設置と専門的な知見を持っている職員の配置に配慮していただきたい・弁護士への相談体制の充実を条例にもりこんでいただきたい・損害賠償請求への支援についても、条文に盛り込み充実させていただきたい・被害者の声や被害者支援に携わっている者の現場でのいろいろな意見は非常に大事だと思うので、指針を作る会議で、課題など実情を聞いていただきたい。 |
| 第３回R元.５.15 | ・損害賠償の請求についての援助するという条項（給料の差し押さえ等の費用の立て替え等）を入れていただきたい。・実際に生活が密着してるところは市町村なので、市町村で条例を作っていただかないと、体制が確立しないと考える。・支援者の代理受傷、二次受傷に対する支援が本当に大切で、そこを防止するなり、支えるということが大事・毎月２０万円の賃料の負担というのは民間支援団体としては死活問題。今後とも推進会議で主張していく。 |
| 第４回R元.９.13 | ・民間支援団体の活動場所の提供・損害賠償の立替金制度、見舞金等、経済的支援の充実・県に専用の相談窓口の設置し、専用の相談員を配置してほしい。県でワンストップで対応できる体制を採って欲しい |